

自転車乗用環境実態調査

平成28年7月

調査名称 自転車乗用環境実態調査

調査日時 ①平成28年7月 7日(木) 14:00~16:30
 ②平成28年7月14日(木) 14:00~16:30

調査場所 ①目白駅東口から半径 2km (目白通り・明治通り及び不忍通り他周辺道路)
 ②目白駅西口から半径 2km (目白通り・首都高中央環状線下及び他周辺
 道路)

調査内容

- ・駐輪状況(放置含む)
- ・自転車レーンの確認
- ・危険箇所の選定(交差点等)
- ・歩道上の障害物確認等(点字ブロック封鎖等)
- ・自転車の通行障害(歩行者の迷惑)確認等
- ・その他

① 目白駅東口周辺

今回、調査した目白駅東口周辺は、豊島区及び文京区(一部)の 2 区に跨り存在していた。

同区域内(豊島区)は、全て放置自転車禁止区域に指定されていた。

禁止指定区域内等では、徹底した各種の禁止表示等(12 パターン)を施していたが、区域内には、40 台前後の放置自転車が存在していた。

一方の文京区内は、数台の放置自転車が存在していた。(今回、調査した区域は、指定禁止区域外)

なお、一部の自転車が歩道橋下に放置されていた。

駅東口周辺には、1カ所の自転車駐車施設(目白駅東自転車駐車場/豊島区が設置し、指定管理業者である日本コンピュータ・ダイナミクス(株)が平成 21 年から運営)が設置されていた。

駐車場の収容台数は、1000 台(定期 600 台/当日利用 400 台)であった。

自転車駐車場には、当日利用者用と定期専用がある。(利用時間は、午前 4 時～深夜 1 時 30 分となっている。)

当日利用料金は、一日 150 円(但し、最初の 2 時間は、無料)であり、翌日以降に超過すると、さらに 150 円が課金され 300 円となる。

定期利用料金は、1ヶ月間 区民は、2500 円(学生は、1250 円)、区外居住者は、3000 円(学生は、1500 円)が必要となる。

なお、定期利用料金は、1 ヶ月間毎の更新であり、3 ヶ月間、6 ヶ月間の期間料金は、設定がない。(豊島区の自転車条例による)

現在、区域内の放置自転車禁止指定区域では、定期的に自転車の撤去(豊島区の自転車条例第 5 条により)を行っている。

* 区内の撤去状況

豊島区

(保管場所: 池袋西駐車場内保管所(収容台数は、450 台)にて保管期間は、1ヶ月間/返却料 5000 円)

なお、同保管所の収容台数を超過して収容される自転車はないため、他の保管所への移送はない。

また、保管期間(1ヶ月間)を経過して処分される自転車は、70 台である。

② 目白駅西口周辺

今回、調査した目白駅西口周辺は、豊島区及び新宿区の2区に跨り存在していた。同区域内は、放置自転車禁止指定区域(豊島区)と指定区域外(新宿区)が存在していた。

禁止指定区域内では、各種の禁止表示等(8パターン)を施していたが、区域内には、20台前後の放置自転車が存在していた。

一方、新宿区内の目白通りは、放置自転車禁止や警告等の表示(4パターン)をしており、現時点では、放置自転車禁止指定区域ではないが、140台前後の放置自転車が存在していた。

将来的には、放置自転車禁止指定区域にする予定があるが、現状では、準放置自転車禁止区域となっている。

参考までに、新目白通り(西武新宿線下落合駅周辺)は、放置自転車禁止区域に指定されている。

駅北口周辺には、2カ所の自転車駐車場(①目白駅西自転車駐車場②目白駅北自転車駐車場/豊島区が設置し、指定管理業者である日本コンピュータ・ダイナミクス(株)が平成21年から運営)が設置されていた。

駐車場の各収容台数は、①目白駅西が160台(定期100台/当日利用60台)/②目白駅北が400台(定期300台/当日利用100台)であった。

自転車駐車場には、当日利用者用と定期専用がある。(利用時間は、①の目白駅西が午前4時~深夜1時30分②の目白駅北が24時間となっている。

①の目白駅西の当日利用料金は、一日150円(但し、最初の2時間は、無料)であり、翌日以降に超過すると、さらに150円が課金され300円となる。

定期利用料金は、1ヶ月間 区民は、2500円(学生は、1250円)、区外居住者は、3000円(学生は、1500円)が必要となる。

なお、定期利用料金は、1ヶ月間毎の更新であり、3ヶ月間、6ヶ月間の期間料金は、設定がない。(豊島区の自転車条例による)

②の目白駅北の当日利用料金は、24時間毎に100円が課金される。(但し、最初の2時間は、無料)

定期利用料金は、1ヶ月間 区民は、1400円(学生は、700円)、区外居住者は、1500円(学生は、750円)が必要となる。

なお、定期利用料金は、1ヶ月間毎の更新であり、3ヶ月間、6ヶ月間の期間料金は、設定がない。(豊島区の自転車条例による)

なお、①の目白駅西と②の目白駅北で利用料金に差額が発生する理由として、目白駅からの距離の差(両者)と信号の横断等(②の目白駅北)に起因するためである。

現在、区域内の放置自転車禁止指定区域(豊島区)と指定区域外(新宿区)では、定期的に自転車の撤去(①豊島区は、同条例の第5条により/②新宿区は、同条例の第12条により)を行っている。

* 各区の撤去状況

①豊島区

(保管場所: 池袋西駐車場内保管所(収容台数は、450台)にて保管期間は、1ヶ月間/返却料 5000円)

なお、同保管所の収容台数を超過して収容される自転車はないため、他の保管所への移送はない。

また、保管期間(1ヶ月間)を経過して処分される自転車は、70台である。

②新宿区

(保管場所: 百人町保管所(収容台数は、1100台)にて保管期間は、1ヶ月間/返却料 3000円)

なお、同保管所の収容台数を超過して収容される自転車はないため、他の保管所への移送はない。

また、保管期間(1ヶ月間)を経過して処分される自転車は、300~400台である。

[総合]

駅の東西によって放置車や自転車駐車施設が存在しているのは、共通であった。

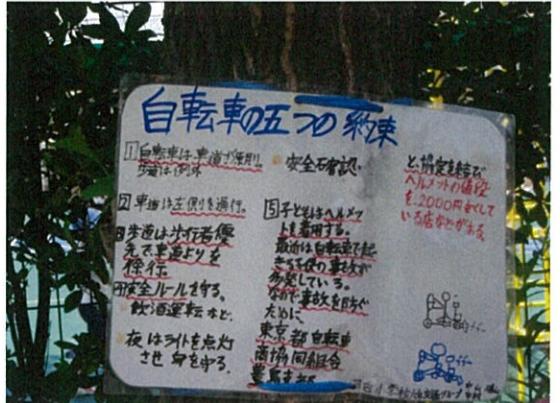
現在、放置自転車禁止区域内には、相応の放置車がある状況の中、各区役所[①豊島区役所(担当/都市整備部交通対策課)・②新宿区役所(担当/みどり土木部交通対策課)]では、各種の禁止表示により放置車を減少させるべく努力により、増大する放置車に対処している。

① 目白駅東口周辺

	自転車等放置禁止区域 利用者が自転車・原動機付自転車から離れて、直ちに移動できない場合には、豊島区条例に基づき撤去します。 
表示①A/放置自転車禁止区域(豊島区) 	同左拡大 
表示①B/放置自転車禁止区域(豊島区) 	同左拡大 
表示②/放置自転車撤去公示板 	表示③/放置自転車禁止表示(豊島区) 

	
表示④/駐輪禁止コーン(豊島区)	同左拡大
	
表示⑤/自転車マナー表示板(文京区・町会広報板)	同左拡大
	
表示⑥/自転車マナー表示板(豊島区)	同左拡大

表示⑦/自転車マナー表示板(豊島区)	同左拡大
表示⑧/駐輪禁止表示板(豊島区・歩道橋下)	同左拡大
表示⑨/駐輪禁止表示板(文京区・歩道橋下)	同左拡大

	
表示⑩/自転車のマナー表示(豊島区・小学校)	同左拡大
	
表示⑪/放置自転車内に置かれた空き缶(文京区)	同左拡大
	
表示⑫/駐輪場案内表示板(文京区)	同左拡大

放置自転車

	
目白通り(A)	目白通り(B)
	
目白通り(C)	明治通り(D)
	
明治通り(E)	明治通り(F)



目白通り(G)

目白通り(H)



不忍通り(I)

不忍通り(J)



不忍通り(K)

目白通り(L)



目白通り(M)

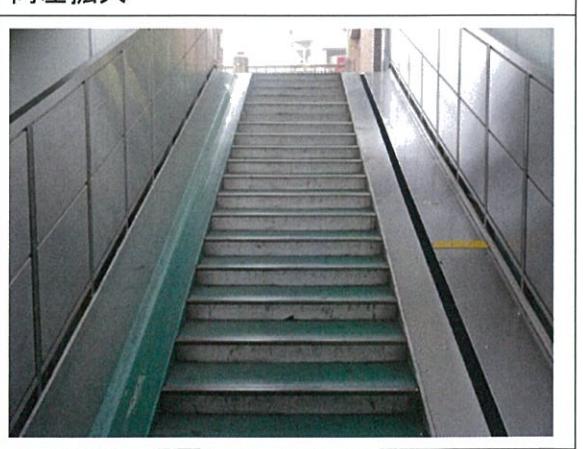


目白通り(N)



目白通り(O)

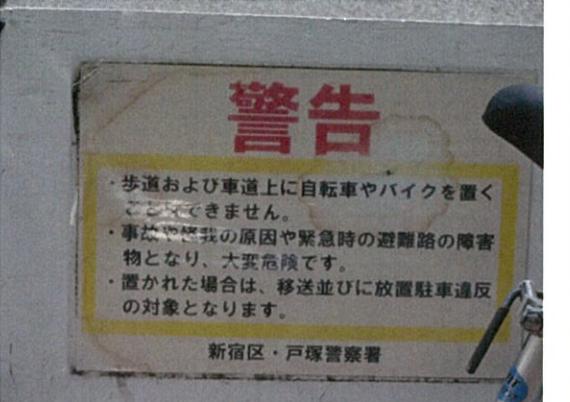
自転車駐車場

	<p>日白駅東自転車駐車場利用のご案内</p> <p>1. 利用時間 午前6時00分から 午前1時30分まで 2. 料 紹介料 3. 利用方法</p> <p>定額利用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>自転車</th> <th>費用</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通車</td> <td>概2,00円</td> <td>学生1,20円</td> </tr> <tr> <td>原付</td> <td>概3,00円</td> <td>学生1,50円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 利用料金</p> <p>5. 注意事項</p> <p>自転車 24時間100円 日白駅 北 駐車場</p> 	自転車	費用	料金	普通車	概2,00円	学生1,20円	原付	概3,00円	学生1,50円
自転車	費用	料金								
普通車	概2,00円	学生1,20円								
原付	概3,00円	学生1,50円								
<p>日白駅東自転車駐車場</p> 	<p>利用案内</p>									
<p>他駐車場等案内表示</p>	<p>同左拡大</p>									
										
<p>オートスロープ使用案内</p>	<p>オートスロープ</p>									

	
当日利用エリア①	当日利用エリア②
	
定期利用エリア①	定期利用エリア②

② 目白駅西口周辺

	
<p>表示①/放置自転車禁止区域(豊島区)</p> 	<p>同左拡大</p> 
<p>表示②/放置自転車公示板(豊島区)</p> 	<p>表示③/放置自転車禁止表示(豊島区)</p> 
<p>表示④/放置自転車禁止表示(新宿区)</p> 	<p>同左拡大</p> 

	 <p>警告</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩道および車道上に自転車やバイクを置くことはできません。 事故や燃えの原因や緊急時の避難路の障害物となり、大変危険です。 置かれた場合は、移送並びに放置駐車違反の対象となります。 <p>新宿区・戸塚警察署</p>
表示⑤/放置自転車警告公示板(新宿区)	同左拡大 
表示⑥/駐輪禁止表示(新宿区)	同左拡大 
表示⑦/放置自転車禁止(文書・新宿区)	同左拡大 

	
表示⑧/自転車マナー表示板(豊島区)	同左拡大
	
表示⑨/自転車マナー表示板(豊島区)	同左拡大
	
表示⑩/自転車マナー表示板(豊島区)	同左拡大



表示⑪/駐輪場案内表示板(豊島区)



表示⑫/歩行者・自転車通行帯(豊島区)



表示⑬/歩行者優先看板(豊島区)



表示⑭/自転車マナー表示板(豊島区)



同左拡大

放置自転車



目白通り(a)

目白通り(b)



目白通り(c)

目白通り(d)



目白通り(e)

目白通り(f)



目白通り(g)



目白通り(i)



目白通り(k)



目白通り(m)



目白通り(n)



目白通り(o)



目白通り(p)



目白通り(q)



目白通り(r)



目白通り(s)



目白通り(t)



山手通り(U)



(V)



目白通り(W)



目白通り(X)



目白通り(Y)

目白通り(Z)



目白通り(1A)

目白通り(1B)



目白通り(1C)

目白通り(1D)



目白通り(1E)



目白通り(1F)



目白通り(1G)



目白通り(1H)



目白通り(1I)



目白通り(1J)



目白通り(1K)



目白通り(1L)



目白通り(1M)

自転車駐車場

	
目白駅西自転車駐車場	当日利用エリア
	
定期利用エリア①	定期利用エリア②
	
目白駅北自転車駐車場	当日利用エリア



定期利用エリア



同左拡大